

医療法人 社団 親和会

きんもくせいケアプランサービス重要事項説明書

1. 事業所の概要

(1) 事業所の指定番号 及び サービス提供地区

事業所名	きんもくせいケアプランサービス
所在地	福岡県鞍手郡小竹町大字勝野4204-151
事業者指定番号	4075300030
電話番号	0949-62-8883
サービス提供地区	鞍手郡小竹町・鞍手郡鞍手町・宮若市・飯塚市・直方市

※上記地域以外でもご希望の方はご相談下さい。

(2) 事業所の職員体制

	常勤	業務内容
管理者	1人以上	事業所の運営・管理・苦情の受付・処理等介護保険サービスや他の保健・医療・福祉サービスとの連絡調整他の介護支援専門員に対する助言・指導
介護支援専門員	2人以上	居宅介護支援計画の作成・サービスの給付管理、利用料・介護報酬請求等の事務

(3) サービス提供の時間

営業日	営業時間帯
月～土曜日	原則とし(月～金)8:30～17:00 (土)8:30～12:15
営業しない日	日・祝日、8月13日から8月15日まで、12月31日から1月3日まで(ただし、必要に応じて営業致します。また、相談等、電話での対応は常時お受けします。)

(4) 事業所であわせて実施するサービス

サービスの種類(指定番号)	サービスを提供する地域
・通所リハビリテーション(4055180089)	小竹町 及び 周辺地域
・訪問介護(40753000337)	小竹町 及び 周辺地域
・短期入所療養介護(4055180089)	小竹町 及び 周辺地域

2. サービスの内容

- (1) 当支援事業所は、ご利用者様が自宅において日常生活を営むために必要な居宅サービスを適切に利用できるよう、ご利用者様の心身の状況等を勘案して、利用するサービスの種類及び内容、担当する者等を定めた居宅サービス計画を作成するとともに、その計画に従った適切なサービスが提供されるようサービス事業者等との連絡調整、その他の便宜を提供します。
- (2) 居宅介護支援にあたっては、ご利用者様の心身の状況、置かれている環境等に応じて、ご利用者様の選択に基づき、適切なサービスが総合的、かつ効率的に提供されるよう努力します。
 - ①居宅サービスに位置付けるサービス事業所については複数の事業所の紹介を求めることが可能です。
 - ②当該事業所を位置づけた理由を求めることが可能です。
- (3) 居宅介護支援にあたっては、要介護状態の軽減、若しくは悪化の防止または要介護状態になることの予防に資するよう行うとともに、医療サービスとの連携に十分配慮致します。
- (4) 当支援事業所は、居宅サービス計画の作成後においても、ご利用者様やそのご家族様、サービス事業者等との連絡調整を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況を把握するとともに、ご利用者様について解決すべき課題を把握し、必要に応じて居宅サービス計画の変更、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- (5) 前項の居宅サービス計画の実施状況、解決すべき課題等について適切な記録を作成・保管し、ご利用者様に対して継続的に情報提供、説明等を行います。
- (6) 当支援事業所は、ご利用者様が要介護認定、または要支援認定の更新申請及び状態の変更に伴う区分変更の申請を円滑に行えるようにご利用者様を支援します。また、当支援事業所は、ご利用者様が希望する場合には、ご利用者様に代わりまして要介護認定等の申請を致します。
- (7) 当支援事業所は居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理表を作成し、福岡県国民健康保険団体連合会に提出致します。
- (8) その他、居宅介護支援を行うにあたり、必要なサービスを提供致します。
- (9) 事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型訪問介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。

3. 利用料金

(1) 利用料

要介護(要支援)認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので、自己負担はありません。

介護保険適用の場合でも、保険料滞納により支援事業所に直接介護保険給付が支払われない場合があります。その場合、ご利用者様は1ヶ月につき下記の利用料を支払い、事業所はサービス提供証明書を発行します。

サービス提供証明書を各市町村(保険者)の窓口に提出しますと、保険給付の払い戻しを受けることができます。

※上記自己負担の場合の利用料

・要介護 1・2	10,860円
・要介護 3・4・5	14,110円
・新規に居宅サービスを策定した場合及び要介護状態区分の2段階以上の変更認定を受けた場合	3,000円
・退院・退所加算 カンファレンス参加無(1回)	4,500円
(2回)	6,000円
カンファレンス参加有(1回)	6,000円
(2回)	7,500円
(3回)	9,000円
・入院時情報連携加算Ⅰ(入院した日に情報提供、営業時間終了後は翌日を含む)	2,500円
・入院時情報連携加算Ⅱ(入院後3日以内に情報提供。営業時間終了時後は翌日を含む)	2,000円
・病院又は診療所の求めにより医師や看護とのカンファレンスに居宅訪問しサービス調整を行った場合	2,000円
・末期の悪性腫瘍の利用者又は家族の同意を得た上で主治の医師等の助言を得つつターミナル期に通常よりも頻回な訪問により利用者の状態変化やサービス変更の必要性を把握するとともに、そこで把握した利用者の心身の状態等を記録し主治の医師や居宅サービス事業者へ提供した場合	4,000円
・通院時情報連携加算(月1回まで)	500円

(2) 交通費

サービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、通常の事業実施地域を超えた地点から、1キロメートル当たり20円を徴収します。

(3) 料金のお支払い方法

毎月、10日までに前月分の請求を致しますので、20日までに下記の方法でお支払い下さい。お支払い確認後に領収書を発行致します。

① 当事業所の受付窓口にて直接現金精算

② 下記口座に振り込み送金

西日本シティ銀行 飯塚支店 普通口座（口座番号 0 3 0 6 0 3 0 ）

口座名義 医療法人社団 親和会 理事長 草田 栄作

(4) その他

記録・書類の謄写につきましては、要した実費をいただきます。

4. 事業所における居宅介護支援の特徴等

(1) 事業の目的

医療法人 社団 親和会 が開設する 指定居宅介護支援事業所きんもくせいケアプランサービスが行う指定居宅介護支援事業の適正な運営を確保するために、人員及び運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護・要支援認定を受けたご利用者様に対して、居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、ご利用者様から依頼を受けて、居宅サービス計画(ケアプラン)を作成します。また介護保険施設への入所を要する場合には、施設への紹介その他の便宜の提供を行うことを目的とします。

(2) 事業の運営方針

当支援事業所は、ご利用者様の心身の状況、その置かれている状況に応じて、ご利用者様の選択に基づき、適切な保健医療サービスが総合的かつ効率的に提供されるよう行うとともに、居宅介護支援の提供にあたっては、ご利用者様の意思及び人格を尊重し、常にご利用者様の立場に立って、ご利用者様に提供される指定居宅サービスが公平中立に行われるようにいたします。

また、関係市町村並びに地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携に努めます。

(3) 医療との連携

介護支援専門員は、サービス事業者等よりご利用者様に関する情報を得た場合や必要がある場合、利用者の同意を得て介護支援専門員が必要と認める口腔に関する問題、服薬に関する状態、心身または生活に必要な情報を主治の医師又は歯科医師もしくは薬剤師に提供致します。介護支援専門員は、ご利用者様が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合は、ご利用者様の同意を得て主治の医師等に意見を求めます。また、介護支援専門員はその意見を踏まえ居宅サービス計画を作成した場合は、居宅サービス計画の意見を求めた医師等に交付致します。

5. 業務継続計画の策定

当支援事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅支援事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

また、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するよう努めます。

定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

6. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

当支援事業所は感染症が発生し、又はまん延しないように、措置を講じるよう努めます。

(1)当支援事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)をおおむね6か月に1回以上開催します。

(2)当支援事業所における感染症の予防及びまん延のための指針を整備します。

(3)介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的の実施します。

7. 虐待の防止

当支援事業所は虐待の発生及び又はその再発を防止するため、措置を講じるよう努めます。

(1)当支援事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話措置等を活用して行うことができるものとします)を定期的開催するとともに、その結果について介護支援専門員に周知徹底を図ります。

(2)当支援事業所における虐待防止のための指針を整備します。

(3)介護支援専門員に対し、虐待防止のための研修を定期的の実施します。

(4)虐待防止の措置を講じるための担当者を置きます。

8. ご利用者様へお願い

当支援事業者が発行するサービス利用表、居宅サービス計画書などは、ご利用者様の介護に関する重要な書類です。契約書(同意書)・重要事項説明書等と一緒に大切に保管して下さい。

病院や診療所等へ入院された場合、担当の介護支援専門員の氏名、連絡先についてその医療機関へお伝えいただくようお願いいたします。

9. サービス内容に関する苦情の連絡先

当事業所相談窓口	医療法人社団親和会きんもくせいケアプランサービス 住 所：福岡県鞍手郡小竹町大字勝野4204-151 電 話：0949 - 62 - 8883 担 当：豊田 裕二
保険者の相談窓口	各市町村の介護保険担当課、または担当係、及び 福岡県介護保険広域連合各支部 (詳細は各市役所、または町村役場にお尋ね下さい。) ・飯塚市 介護保険課 (0948-22-5500) ・直方市 介護サービス係(0949-25-2390) ・介護保険広域連合鞍手支部(0949-34-5046) ・宮若市 保険福祉課福祉グループ(0949-52-1113) ・鞍手郡小竹町保険福祉課福祉係(09496-2-1219) ・鞍手郡鞍手町保険課介護保険係(0949-42-2111)
国民健康保険 団体連合会	福岡県国民健康保険団体連合会 住所：福岡県福岡市博多区吉塚本町13番地の47 電話： 092 - 642 - 7859 F A X：092 - 642 - 7856

10. 当事業所(法人)の概要

法人種別・名称	医療法人 社団 親和会
代表者名	理事長 草田 栄作
法人所在地・連絡先	住所：福岡県飯塚市大字横田770番地3 電話： 0948-22-0725 F A X：0948-28-9137

居宅介護支援の開始に当たり、利用者に対して本書面に基づいて重要事項を説明しました。

令和 年 月 日

<居宅支援事業者>

(住所) 福岡県鞍手郡小竹町大字勝野4204-151

(名称) 医療法人 社団 親和会 きんもくせいケアプランサービス 印

(管理者)

(説明者)

(指定番号) 4075300030

私は、本書面により支援事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受けました。

<利用者>

(住所) _____

(氏名) _____

<連帯保証人>

(住所) _____

(氏名) _____ 印